

橋本市長期総合計画

基本構想（案）の検討

※この基本構想（案）は、現在作成中であり、
内容等については、決定したものではありません。

平成 29 年 10 月 10 日

政策企画室

目次

第Ⅰ章 総合計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画策定の視点	1
3	計画と構成と期間	2
4	総合計画と部門別計画との関係	3
5	社会・経済環境の変化	
6	橋本市の現況	
7	市民意識調査等による「目指すべきまちの姿」	
8	まちづくりの検討事項	4

第Ⅱ章 基本構想

1	めざすまちの姿	5
(1)	まちづくりの基本理念	5
(2)	まちの将来像	5
2	まちの将来像の実現	6
(1)	基本目標と分野別政策	6
(2)	行政推進の基本姿勢	8
3	将来の人口	9
(1)	将来の人口の見通し	9
4	将来の都市構造	10
(1)	将来の都市構造の基本方針	10
(2)	土地利用構想	10

第Ⅲ章 基本計画

1	基本計画について	
2	財政状況の見通し	
3	行政推進の基本姿勢	
4	基本計画の体系	
5	先行的に進める施策	
6	個別計画	

第Ⅰ章 総合計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「時間（とき）ゆたかに流れ、暮らし潤う創造都市 橋本」を将来像とした第1次長期総合計画の策定から10年が経過した現在、人口減少、少子高齢化、厳しい財政状況、社会情勢の変化や市民ニーズの高まりなどにより、更なる行財政改革の推進に基づく重点的、効果的な行政運営が求められています。本市が将来に向かって持続的に発展していくためには、長期的な視点に立った行政運営と、市民と行政が協働してまちづくりを進める必要があります。そのためには、めざすべき新たな将来都市像を共有することが重要となります。

第1次長期総合計画から引き継ぐ課題への対応や、2015年（平成27年）に策定した橋本創生総合戦略などを踏まえつつ財政健全化計画との整合を図りながら、本市における今後の総合的かつ計画的な行政運営の指針として、市民の参画を得て、魅力ある協働によるまちづくりと、その実現に必要な政策・施策をまとめるべく、2018年（平成30年）からの第2次長期総合計画（10年間を予定）を策定します。

2 計画策定の視点

社会経済情勢の変化や本市が直面する課題に的確に対応するため、本計画は以下の3つの視点に基づき、策定しています。

（1）市民とともに取組む計画

市民、行政がまちづくりの目標や取組み内容を共有し、適切な役割分担を行い、共にまちづくりの取組みを行う事ができるように、見やすくわかりやすい計画とします。

（2）変化に対応できる計画

今後、社会経済や国の政策の大きな変化が予想され、より一層効率的で効果的な行財政運営が求められる中で、経営的な視点に立って、限りある財源を必要な施策に重点的に振り分ける「選択と集中」の視点を持ち、社会経済等の変化に柔軟に対応できる計画とします。

（3）実効性のある計画

総合計画は本市の最上位計画であり、本計画に基づく具体的な取組の進捗を適切に検証・評価できる計画とし、これに基づき予算編成、財政健全化・行政改革の基本方針と連動させるシステムを確立し、実効性のある計画とします。

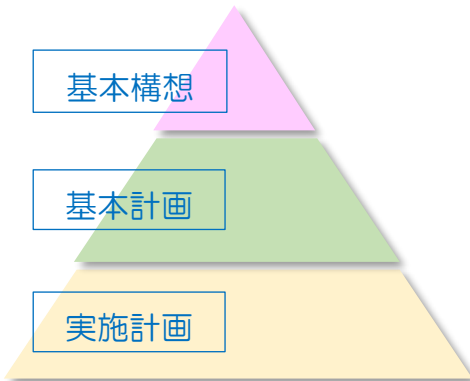
3 計画の構成と期間

総合計画の構成及びそれぞれの期間については、以下のとおりとします。

(1) 構成

総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画によって構成します。

総合計画の構成



基本構想

基本構想は、橋本市が目指す将来像や、まちづくりの基本目標を設定し、これらを達成するための施策展開の基本方向を示しています。基本構想は、平成30年度から平成39年度までの10年間を予定した構想を策定します。

基本計画

基本計画は、基本構想に掲げる目標等を実現するための施策内容を示したものです。計画期間は、基本構想と同じ10年間を予定しますが、社会情勢の変化等に対応し、実効性のある計画とする必要があるため、平成30年度から平成34年度の5年間を前期、平成35年度から平成39年度を後期とし、策定することとします。

実施計画

実施計画は、基本計画に示す施策の具体的な事業を明らかにするもので、財政的な見通しとの整合性を考慮し、計画期間を3年間として、ローリング方式により毎年度策定します。

(2) 計画期間

- 基本構想 : 10年 (2018年度 (平成30年度)) ~ 2027年度 (平成39年度))
- 基本計画 : 前期5年 (2018年度 (平成30年度)) ~ 2022年度 (平成34年度))
後期5年 (2023年度 (平成35年度)) ~ 2027年度 (平成39年度))
- 実施計画 : 毎年度見直し (2018年度 (平成30年度)) ~ 2027年度 (平成39年度))

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
基本構想	基本構想 10年									
基本計画	前期基本計画 5年					後期基本計画 5年				
実施計画	実施計画 3年			実施計画 3年			※3カ年計画 毎年度 見直しローリング方式			

行政の各分野では、社会環境の変化や、多様化するさまざまな市民ニーズに対応していくため、基本計画、基本方針、ビジョンなどを示した部門別計画を策定しています。

この部門別計画は、法令上の位置づけや計画の対象地域、期間、性格も異なりますが、それぞれの行政分野がめざすべき方向性や事業の体系を示し、総合計画に適合した内容とすることによって、総合計画を補完し具体化していく計画として位置づけます。

総合計画

補完

具体化



(3) まちづくりの主な検討事項

①仕事づくりと就業の場

若者をはじめ市民が安心して定住できる環境づくりが求められている中で、生活を維持していくことが出来る仕事づくりと就業の場の確保が重要であり、創業支援や企業誘致による新しい雇用の創出や、市の立地を活かした都市への通勤環境の向上といった働きやすい環境づくりの推進が必要です。

②都市の活力向上と魅力発信

定住地として選ばれる都市づくり、地域づくりを進めていくことが求められています。

恵まれた様々な地域資源を活かし、緑豊かで住みやすいまちとしての本市の魅力を発信するとともに、市民と連携した観光情報の発信による交流人口の増加を図ることや、市民の生活や産業活動を支える中小企業、地場産業や農林業の振興と後継者育成といった各種産業の活性化により都市の活力を高める必要があります。

③安全・安心で利便性の高い暮らし

誰もがライフステージに応じた安全・安心で健康的な暮らしが出来ることや、将来の人口規模と時代のニーズに応じた暮らしの利便性が求められている中で、地域での連携による包括的な福祉・医療・介護の充実や、地震や風水害・火災などへの安全対策、犯罪・事故の少ない安心して暮らせるまちづくり、道路・上下水道など暮らしの利便性を支える都市基盤づくりを進める必要があります。

④豊かな緑に包まれた良質な暮らし

本市の特徴である「都会には無い豊かな緑や自然環境」を活かしたライフスタイルの実現とともに、自然と共生する持続可能な循環型社会への転換が求められている中で、豊かな緑を活かした公園・緑地の整備や保全、環境に配慮された生活環境の向上が必要です。

⑤子育てと教育環境

子育てしやすい環境が求められている中で、子育て世帯の多様な働き方やワークライフバランスの実現などに配慮しつつ、教育の充実と、地域・学校・家庭・行政が連携した、支援を進めていく必要があります。

⑥生きがいづくりと活躍の場

市民の誰もが生きがいを感じ、様々な分野で活躍できる機会が求められている中で、ライフスタイル・価値観の多様化に対応できるよう、生きがいづくりとしての生涯学習環境の充実や、文化芸術活動、スポーツ活動等の地域活動を推進するとともに、誰もがお互いを尊重しあえるまちづくりが必要です。

⑦持続可能な市政運営

今後、人口減少や高齢化の進展によりさらに厳しい財政状況が予想される中で、市民の多様な行政需要に対応し、持続可能な市政運営を進めていくためには、行財政改革を進め、効率的で効果的な行財政運営を進めていく必要があります。

第Ⅱ章 基本構想

1 めざすまちの姿

本市がまちづくりを進める上での基本となる考え方としての「基本理念」と、めざすまちの「将来像」を示します。

(1) まちづくりの基本理念

基本理念

ふるさとを大切にし、一人ひとりが輝き、互いの人権を尊重しあう、優しさ・あたたかさのあるまちをめざします。

充実した教育・学習機会があり、学力・生きる力・体力の向上と伝統ある文化を引き継ぎ次世代の人材が育つまちをめざします。

地域資源と特色をいかし、活力ある産業と多様で元気な経済活動があるまちをめざします。

緑豊かで美しい自然をいかし、優れた生活環境があるまちをめざします。

安全・安心な暮らしをつくり、子どもから高齢者まで共に助け合い、いきいきと暮らせるまちをめざします。

(2) まちの将来像

将来像



本市が10年後に実現したい将来のまちの姿は、恵まれた自然と伝統ある歴史を保全活用し、便利で賑わいと活力があり、健康で人と人のつながりのあるコミュニティ豊かな暮らしができ、一人ひとりが輝く元気なまちを、市民みんなが参加して創っている姿をイメージしています。

まちの将来像を実現するための方向を示す「基本目標」と、これを実現するための「政策」及び取り組みを進める上での基本的な方針となる「行政推進の基本方針」を示します。

(1) 基本目標と分野別政策

**基本目標「ともに創る」 産業の振興と雇用を創出し定住できるまち
～新たな市場と結びつく仕組みをつくる～**

定住人口、交流人口の増加を図り、地域に活力を生み出すためには、働きやすく活力ある産業づくりや雇用を確保すること、市民との連携により都市の魅力を高め積極的に市内外に発信することが重要です。

地域経済の活性化や雇用の創出を促すとともに、市内だけでなく市外への働きかけや関係づくりを積極的に行っていくことが重要です。

【政策】

①賑わいと活力を創出する地域産業づくり

農林業、商業、工業、観光産業、その他サービス業などの産業の活性化、地場産業の経営基盤の強化、はしもと製品のブランド化などにより、賑わいと活力を創出する地域産業づくりを推進します。

②雇用の創出と就労環境づくり

多様な業種の企業を誘致することや、起業・創業の支援などの取り組みにより雇用を創出するとともに、働きやすい環境づくりを推進します。

③充実した情報整備と魅力的なまちづくり

多様な方法による市民目線での分かりやすい情報発信に努め、本市が有する多様な資源を見直し・磨きをかけシティセールスを推進します。

**基本目標「ともに守る」 安全・安心な暮らしを守り支えるまち
～健やかな暮らしを守り支える仕組みをつくる～**

豊かな緑を活かしつつ、市民が暮らしやすい環境を実現するためには、生活の安全を市民と行政の連携した取り組みによって確保するとともに、次世代に亘って持続可能な社会の仕組みづくりに取り組み、市民が安心できる健やかな暮らしを守っていくことが重要です。

【政策】

④安全・安心な暮らしと、生活の利便性を支える都市基盤づくり

災害・犯罪の対策や、交通安全の取組み、消費生活における相談・対応により、安全・安心に暮らせるまちづくりに努めるとともに、公共交通・道路・上下水道など暮らしの利便性を支える都市基盤づくりに努めます。

⑤豊かな自然と暮らしが調和する生活環境づくり

豊かな自然環境や、魅力的な景観を活かした良好な住環境や公園・緑地の整備・保全に努めるとともに、循環型社会へ向けた取り組みがなされ、環境に配慮したまちづくりを推進します。

⑥住み慣れた地域で安心して住み続けられる持続可能な仕組みづくり

住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、健康づくりの推進と医療体制の整備、地域における支え合いの仕組みづくりなどの取組みを推進します。また、生活の基盤となる社会保障制度の適切な運用により持続可能な社会の仕組みづくりに努めます。

基本目標「ともに育てる」 子どもから高齢者まで共に育み学び合うまち
～人が育ち学び合う仕組みをつくる～

市民が生きがいを感じられ、共に育み、学び合える社会をつくるためには、互いを思いやることのできる豊かな心を育てることや、連携して子育て・教育に取り組むことができる仕組みづくりが重要です。

【政策】

⑦一人ひとりの個性が尊重され思いやりのあるまちづくり

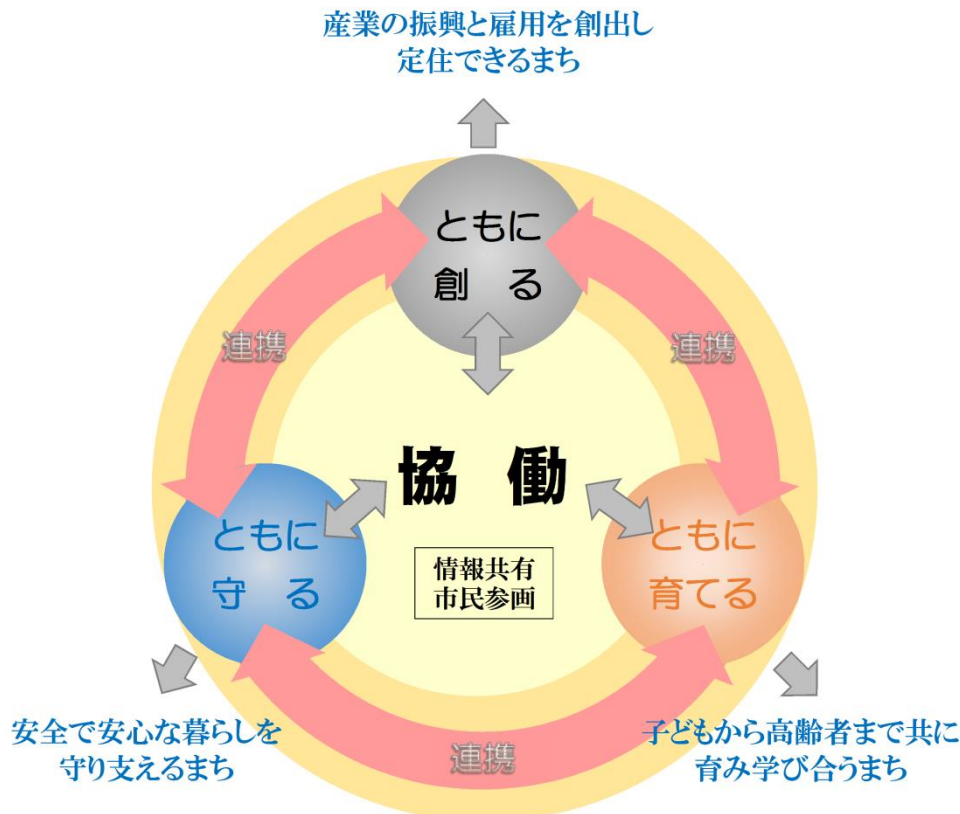
互いの人権を尊重しあうとともに、あらゆる分野での男女共同参画が進み、一人ひとりの個性が活きる思いやりのあるまちづくりを進めます。

⑧妊娠・出産、子育てから教育まで切れ目のない支援とそれを支える地域づくり

地域ぐるみで子育てに取り組む社会づくりを進めるために、地域、保護者、学校・行政が連携できる仕組みづくりを推進し、児童福祉や子育て・子育て支援を充実するとともに、質の高い学校教育を推進します。

⑨生涯にわたる生きがいづくりと心の豊かさを高めるまちづくり

子どもから高齢者まで生涯にわたる生きがいづくりと心の豊かさを高めるまちづくりのために、生涯学習を推進するとともに、生涯スポーツの振興や青少年の健全育成を推進します。また、併せて文化芸術の振興や豊かな歴史遺産の保存と活用を進めます。



(2) 行政推進の基本方針

3つの基本目標に掲げる様々な取組を着実に進め、まちの将来像を実現するための「行政推進の基本方針」を、以下の三点とします。

■ 協働によるまちづくり

市民と行政が協働して様々な問題に取り組むことが重要となることから、市や地域の課題や方向性を共有するため、情報の収集・発信・公開に努めます。また、協働によるまちづくりを行うため、市民と双方向での情報交流ができるよう、情報共有を進めます。

更に、市民と行政がそれぞれの役割を認識しながら、市民が多様な分野におけるまちづくり活動に主体的に参画できるような環境づくりに取り組みます。

■ 多彩な連携の推進

大規模災害や救急医療等の緊急時における危機管理の対応等の広域的な課題に対しては、周辺自治体や民間事業者等と連携し、共通の課題の解決を図ります。また、交通、観光交流、生涯学習、文化芸術など広域的な連携により施策の効果が増幅される課題に対しては、周辺自治体や民間事業者等と積極的に連携し、地域の活性化や市民の利便性向上等に取り組みます。

■ 持続可能な行財政運営

今後、生産年齢人口の減少による市税収入の低減、高齢化等に伴う社会保障関係費の増加、公共施設の維持に係る支出の拡大などが想定される中で、施策の選択と集中により必要性が高く投資効果が見込まれる施策に重点的に投資するなど、財源を効率的・効果的に活用することで、持続可能なまちづくりをめざします。また、限られた人的資源を有効に活用しながら、効率的に行政サービスを提供して行くため、社会経済状況の変化に柔軟に対応できる組織体制を構築するとともに、職員の能力と意欲の向上に取り組みます。

3 将来の人口

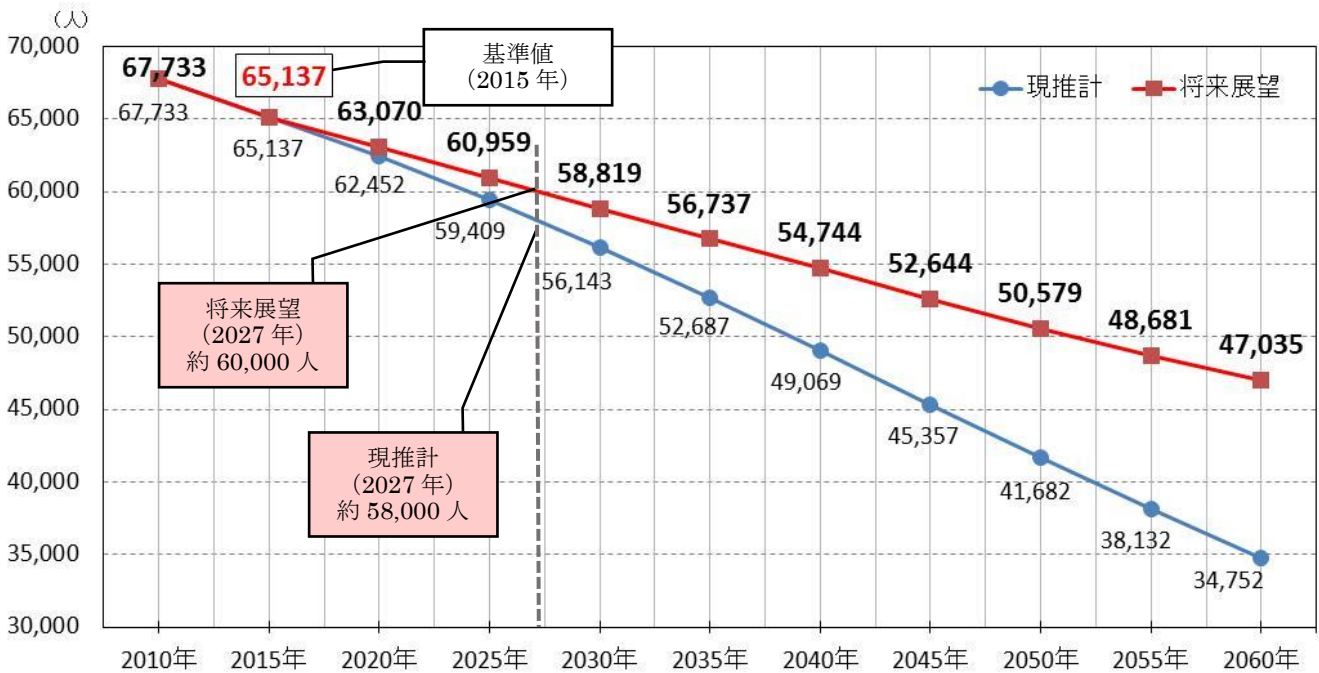
まちづくりの基本指標として、人口の見通しを以下のとおり設定します。

(1) 将来の人口の見通し

将来人口は2015年（平成27年）の住民基本台帳の人口を基準とし、2015年（平成27年）に策定された、橋本創生「総合戦略」での推計方法に準拠して計算し、目標年次である2027年（平成39年）の将来人口を60,000人と設定します。

目標人口：2027年（平成39年）60,000人

■橋本市の人口の長期的見通し



※人口推計の前提条件と推計方法（橋本創生「総合戦略」の推計に基づく）

- ①橋本市の2012年（平成24年）の合計特殊出生率（女性が生涯、何人の子どもを生むかの割合、国は1.35、県は1.46）は1.26であるが、2020年（平成32年）に1.55、2030年（平成42年）に1.8、2040年（平成52年）に2.07まで上昇するものと想定している。
- ②移住・定住促進施策を重点的に行う事により、転出傾向の強い15歳から29歳までの純移動率を2015年（平成27年）以降、5年毎に20%ずつ縮小することとし、20年後の2035年（平成47年）には移動が均衡するものと想定している。
- ③人口の推計方法は、コーホート法という方法（人口の過去の推移を参考に、出生率と人口移動率、年齢別人口の生存率を想定して推計する方法）で、国立社会保障人口問題研究所の推計方法に準じて推計を行っている。

4 将来の都市構造について

本市がめざすべき都市空間の将来の姿について、形態や配置、仕組みなどの都市構造を示します。

(1) 将来の都市構造の基本方針

「まちづくりの基本理念」に基づき、将来の都市構造の基本方針を以下のとおりとします。

豊かな自然や歴史に培われた暮らしを守り育てるとともに、交通の要衝としての優位性を活かし、雇用の確保や定住促進につながる企業誘致を進めていくための整備を進めます。

また、都市機能や日常生活機能の集約を行うため、必要に応じ土地利用の見直しを検討することや、自然災害や都市災害に対応した都市基盤を維持増進していくこととします。

(2) 土地利用構想

■拠点の形成

A. 都市拠点

市役所周辺(シビックゾーン)を都市拠点として位置づけ、都市の中心として行政サービスや生活利便施設などの都市機能の集積を図ります。

B. 地域拠点

橋本・御幸辻・林間田園都市・高野口の4駅及び京奈和自動車道橋本東IC周辺を地域拠点として位置づけ、居住・商業等の生活機能の集積を図ります。

C. 環境調和型産業拠点

紀北橋本エコヒルズ、(仮称)あやの台北部用地を環境調和型の産業拠点として位置づけ、周辺の環境と調和した産業の誘致に努めます。

D. 交流レクリエーション拠点

「杉村公園」周辺、「橋本市運動公園」及び「やどり温泉いやしの湯」周辺を交流レクリエーション拠点として位置づけ、市民の交流活動や余暇活動の場としての活用を図ります。

関連する写真

関連する写真

■ゾーン別土地利用

①市街地ゾーン

道路軸と鉄道軸を中心に発達形成された市街地等を「市街地ゾーン」とします。このゾーンでは、秩序ある土地利用や建築活動の誘導を図るとともに、市街地の無秩序な外延化を防止します。

また、賑わいと活力ある商業地づくりを促進するとともに既成市街地等の住宅地では、増加している空き家の利活用を促すなど空洞化を防ぎ、生活利便施設の立地などを誘導することで、生活環境の向上を図ります。

市街地及びその周辺では、地域の特色を活かした景観作りを促進し、緑地や河川等の保全に努めます。

②農業増進ゾーン

本市北部の丘陵部や南部の紀の川沿いの丘陵地に広がる優良農地の区域を「農業増進ゾーン」とします。このゾーンでは、市街地のスプロール化・拡散化等による優良農地の虫食いの土地利用や荒廃化を防止し、豊かな土地や水資源に育まれてきた地域農産物の高付加価値化と都市近郊型農業を推進します。

③自然共生ゾーン

森林と農地などが混在する区域は「自然共生ゾーン」とし、里山や農地等の自然や景観の保全を図るとともに、自然・農業体験や環境学習など、市民や来訪者が自然とふれあう場としての活用を図ります。また、集落地においてはコミュニティの維持や農地等の荒廃化に留意しつつ、生活環境の充実など集落環境の向上に努めます。

④森林保全ゾーン

金剛生駒紀泉国定公園を含む市域北部の山地、及び高野山町石道玉川峡県立自然公園を含む南部の山地を「森林保全ゾーン」とします。

このゾーンでは、災害の予防や水源かん養をはじめ、地球温暖化の防止、良好な環境・景観といった、公益的な機能の維持・増進のため、開発行為の適正な規制等により、自然環境の保全に努めます。

⑤広域水系軸（紀の川）

紀の川については、ダムによる安定した河川の治水機能が保持されるなかで、多様な交流の場や市民の憩いの場などとして、本市のシンボルとなる美しい水辺空間の保全と活用を図ります。

⑥交通軸

南海高野線、JR 和歌山線の鉄道や、京奈和自動車道、国道 24 号、371 号等の道路による軸を骨格として、土地利用の適切な誘導を図ります。また、自動車を利用しない高齢者、障がい者などに配慮しつつ、拠点間や土地利用の各種ゾーンを有機的にネットワークするため、民間路線を基幹路線として支援する形で支線（地域公共交通網等）を配置することで、全体の利便性の確保・向上を図ります。

都市機能の集積拠点

A. 都市拠点

広域拠点及び本市の拠点としての都市機能の集積地

B. 地域拠点

地域生活の拠点としての、居住、商業、交通等、生活機能の集積地

C. 環境調和型産業拠点

産業機能の集積を図る拠点

D. 交流レクリエーション拠点

市民交流活動・余暇活動の推進を図る拠点

都市構造図

都市活動や生活・交流の舞台となるエリア

①市街地ゾーン

生活や産業等の都市活動を充実するエリア



	高速道路軸		森林保全ゾーン
	幹線道路軸		自然共生ゾーン
	広域水系軸		農業増進ゾーン
	主要道路		市街地ゾーン
	鉄道（私鉄）		交流レクリエーション拠点
	鉄道（JR）		都市拠点
			地域拠点
			環境調和型産業拠点

農業振興・活性化のエリア

②農業増進ゾーン

農地を保全し、農業振興・活性化を促すエリア

③自然共生ゾーン

農地と里山などが混在するエリア

森林緑地・自然環境の保全エリア

④森林保全ゾーン

本市を初め広域的な山林緑地を構成する緑地・自然環境を保全するエリア

⑤広域水系軸

紀の川を軸とした、自然・水利を活かした交流・憩いのエリア

各種エリアの連携

⑥交通軸

それぞれの拠点と市外の都市、市街地の各エリアを連絡・連携するための軸